

議案第 6 号

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則について

以下の理由により、沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 13 日 提出

沖縄県教育委員会教育長 半嶺 満

理 由

沖縄県教育職員免許状再授与審査会を設置することに伴い、関係する規則の規定を整理する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規程】

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和 3 年法律第 57 号）第 23 条

別紙

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第33条第13号の次に次の1号を加える。

(14) 沖縄県教育職員免許状再授与審査会

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

規則案の概要の説明

部課名 教育庁総務課

1 件名

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

沖縄県教育職員免許状再授与審査会を設置することに伴い、関係する規則の規定を整理する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 沖縄県教育職員免許状再授与審査会を附属機関に位置付ける。（第33条関係）
- (2) この規則は令和7年4月1日から施行する。（附則）

4 根拠法令

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）第23条

5 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 参照条文

新旧対照表

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）新旧対照表		
改正案	現行	
第1条（略） 第2条～第32条（略） （附属機関） 第33条 教育委員会の所管に属する附属機関は、次のとおりとする。 (1) 沖縄県産業教育審議会 (2) 沖縄県教科用図書選定審議会 (3) 沖縄県立図書館協議会 (4) 博物館・美術館協議会 (5) 沖縄県社会教育委員会 (6) 沖縄県文化財保護審議会 (7) 沖縄県就学支援委員会 (8) 沖縄県歴代宝案編集委員会 (9) 沖縄県生涯学習審議会 (10) 新沖縄県史編集委員会 (11) 沖縄県いじめ防止対策審議会 (12) 沖縄県立博物館・美術館指定管理者制度運用委員会 (13) 沖縄県立青少年の家指定管理者制度運用委員会 (14) <u>沖縄県教育職員免許状再授与審査会</u> 第34条～第35条（略）	（趣旨） 第1条 この規則は、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務を適正かつ能率的に処理するため、教育委員会の事務局の内部組織及び分掌事務その他必要な事項を定めるものとする。 第2条～第32条（略） （附属機関） 第33条 教育委員会の所管に属する附属機関は、次のとおりとする。 (1) 沖縄県産業教育審議会 (2) 沖縄県教科用図書選定審議会 (3) 沖縄県立図書館協議会 (4) 博物館・美術館協議会 (5) 沖縄県社会教育委員会 (6) 沖縄県文化財保護審議会 (7) 沖縄県就学支援委員会 (8) 沖縄県歴代宝案編集委員会 (9) 沖縄県生涯学習審議会 (10) 新沖縄県史編集委員会 (11) 沖縄県いじめ防止対策審議会 (12) 沖縄県立博物館・美術館指定管理者制度運用委員会 (13) 沖縄県立青少年の家指定管理者制度運用委員会 （新設） 第34条～第35条（略）	

○教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等
に関する法律（令和三年法律第五十七号）

（目的）

第一条 この法律は、教育職員等による児童生徒性暴力等が児童生徒等の権利を著しく侵害し、児童生徒等に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童生徒等の尊厳を保持するため、児童生徒性暴力等の禁止について定めるとともに、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、基本指針の策定、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する措置並びに教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見及び児童生徒性暴力等への対処に関する措置等について定め、あわせて、特定免許状失効者等に対する教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）の特例等について定めることにより、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（都道府県教育職員免許状再授与審査会）

第二十三条 前条第二項に規定する意見を述べる事務をつかさどらせるため、都道府県教育委員会に、
都道府県教育職員免許状再授与審査会を置く。

2 （略）